

両親がそれぞれ別姓を名のった場合、家族の一体感を損ね、子供に精神的苦痛を与える、人権を侵害する可能性が大きいだけでなく、高齢化社会が進行する中で三世代同居を阻害する可能性も大きい。

さらに我が国の美風である家庭祭祀(さいし)にも影響を与えることは必定である。また、現行法で社会生活を送ることに何ら支障はなく、社会進出した女性が慣習として職場で旧姓を名のることを禁じていない以上、民法を改正する積極的理由は見当たらない。よって、田舎な日本の家庭に龜裂を生み、離婚奨励、不倫奨励、子供の人権侵害を招来する民法改正に反対する。

第七四四号 平成八年三月十九日受理
夫婦別姓の民法改正案反対に関する請願

請願者 東京都八王子市長房町一、四八四
ノ三 本多等外四百十五名

紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第七六一號 平成八年三月二十一日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 北海道旭川市宮下通二四丁目 佐
久間文子外九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を

次のように改正する。

第十二条 第十二条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 国際仲裁事件 国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であつて、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものをいう。

第五条 第五条の次に次の二条を加える。

(国際仲裁事件の手続の代理)

第五条の二 外国法事務弁護士は、前二条の規定にかかわらず、国際仲裁事件の手続(当該手続に伴う和解の手続を含む)第五十八条の二において同じ)についての代理を行うことができる。

第五十八条 第五十八条の二を第五十八条の三とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

(外国弁護士による国際仲裁事件の手続の代理)

第五十八条の二 外国弁護士(外国法事務弁護士である者を除く。)であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行なう業務に従事している者(国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つてゐる者を除く。)は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第五十二

条第二号又は同法第五十七条第一号に規定する処分に相当する外國の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

第七七〇号 平成八年三月二四日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 北海道旭川市上木崎七ノ一一ノ二

紹介議員 三ノ九〇三 萬谷衣加外三百名
(施行期日)
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(懲戒の処分に関する経過措置)

3 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお從前の例による。

四月五日本委員会に左の案件が付託された。
一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第

七七〇号)(第七七一号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第七七二号)(第七七三号)(第七七八七号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七七八八号)(第七七九一号)(第七九六六号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第七九九号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第八〇一号)(第八〇四号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第八〇六号)(第八一一号)(第八一〇号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第八三三号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第八三五号)(第八三六号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八三七号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四三号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四〇号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四一号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四二号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四三号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四四号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四五号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四六号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四七号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四八号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八四九号)

結婚は両性の合意のみによって成立するとした憲法第二十四条に違反する。経過措置期間は既婚夫婦が十分に話し合えるよう長くし、また、自分の配偶者との同意は不要とする本当にだれもが利用しやすい制度にするよう求める。さらには子供にも姓を選ぶ権利があり、運くとも十五歳になれば自分の意思で姓を選ぶことができる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

夫婦間に話し合えるよう求める。さらには子供にも姓を選ぶ権利があり、運くとも十五歳になれば自分の意思で姓を選ぶことができる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

夫婦が十分に話し合えるよう長くし、また、自分の配偶者との同意は不要とする本当にだれもが利用しやすい制度にするよう求める。さらには子供にも姓を選ぶ権利があり、運くとも十五歳になれば自分の意思で姓を選ぶことができる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

第七九九号 平成八年三月二十六日受理	紹介議員 粟原 君子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第八三三号 平成八年二月二十八日受理	夫婦別姓選択制の法制化に関する請願 請願者 東京都文京区本駒込三ノ一三ノ五 中村達雄外二十名
第八〇一号 平成八年三月二十六日受理	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。
第八〇四号 平成八年三月二十六日受理	夫婦別姓選択制の法制化に関する請願 請願者 東京都練馬区南大泉三ノ一六ノ一 六 三枝三重子外百四十九名
第八三五号 平成八年三月二十八日受理	紹介議員 森山 真弓君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。 婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都大田区大森西六ノ九ノ一四 毎川美代子外四名
第八六二号 平成八年三月二十八日受理	紹介議員 武田 節子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第八三六号 平成八年三月二十八日受理	夫婦別姓選択制の法制化に関する請願 請願者 京都市左京区一乗寺松殿町三八ノ 二 水野恒和外二十二名
第八四〇号 平成八年三月二十七日受理	紹介議員 鈴木 省吾君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第八四二号 平成八年三月二十七日受理	夫婦別姓選択制の法制化に関する請願 請願者 仙台市青葉区堤町二ノ九ノ五ツツ ミサンハイツD棟一〇二 衛藤治 美外十三名
第八四三号 平成八年三月二十八日受理	紹介議員 大脇 雅子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第七七八号 平成八年三月二十五日受理	紹介議員 鈴木 省吾君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第七八八号 平成八年三月二十五日受理	紹介議員 鈴木 省吾君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第七九一号 平成八年三月二十五日受理	紹介議員 山崎 順子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第七九六号 平成八年三月二十五日受理	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第七九八号 平成八年三月二十六日受理	紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第八一二号 平成八年三月二十七日受理	紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第八三七号 平成八年三月二十八日受理	紹介議員 清水 嘉与子君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第八四〇号 平成八年三月二十八日受理	紹介議員 戸田 邦司君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第八二〇号 平成八年三月二十七日受理	紹介議員 赤桐 操君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第八四二号 平成八年三月二十八日受理	紹介議員 山本 正和君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第七九八号 平成八年三月二十六日受理	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第七九八号 平成八年三月二十五日受理	紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第七九八号 平成八年三月二十六日受理	紹介議員 赤桐 操君 この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。
第七九八号 平成八年三月二十五日受理	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第八二〇号 平成八年三月二十七日受理	紹介議員 大野悦子外三十四名 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第八二〇号 平成八年三月二十八日受理	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。
第八四三号 平成八年三月二十八日受理	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

平成八年四月十一日印刷

平成八年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E